

安

心

支

援

プ

ラ

ン



板橋区では、令和5年度より、緊急時の備えの一つとして、『**安心支援プラン**』の運用を開始しています。『**安心支援プラン**』は、あらかじめ緊急時を想定したプランを作成するもので、緊急時の連絡体制づくりや事前に短期入所を体験していただくなど、緊急時の円滑な対応を目的としています。また、『**安心支援プラン**』は、**障がいのある方が安心して地域で住み続けられるための仕組みを構築する取り組み（地域生活支援拠点等）**の一つです。障がいのある方が介護者の不在などの理由で緊急支援が必要となった場合、事前に備えておくことがとても大切であると考えています。

安心支援プランで想定している緊急時

「**何らかの理由**」で通常の介護・支援を受けられない状態となり「**生活が保てなくなる**」場面

「**何らかの理由**」とは

➡主たる介護者が、負傷、疾病、失踪又は死亡などの状態となった場合など

「**生活が保てなくなる**」とは

➡支援が無ければ命に関わる、著しい支障をきたす状況など。



安心支援プランの対象要件

「安心支援プラン」は対象者が板橋区民であることが前提となります。

次の状況が複合して、**緊急時に主たる介護者が介護できないことが見込まれる方が対象です。**

（１）本人状況（計画相談支援を利用していることが前提）

①本人一人での生活が難しい

a.医療面 医療的ケアが必要や服薬管理等が必要など

b.生活面 食事・排泄の介助が必要など

c.行動面 見守りが無いと自傷・他害の危険性、行方不明の危険性があるなど



（２）介護者の状況

①主介護者が単身で親類などもない。

②主介護者が単身で親類はいるが距離や関係性等の理由で支援が見込めない。

③副介護者（同居家族）がいるが高齢・病気等で利用者の介護が難しい。



『**安心支援プラン**』を作成するためには相談支援事業所が
「**地域生活支援拠点等**」の**登録**を済ませておく必要があります。

安心支援プラン策定の流れ



< 計画相談支援事業所の動き >

1 安心支援プラン作成の
必要性がある世帯の抽出

2 提出した世帯の計画相談
支援の利用状況を確認

3 安心支援プランに盛り
込む福祉サービスの
提案・作成

障がいサービス課地域支援
係（板橋・赤塚・志村）、
基幹相談支援センター、支
援機関等との連携

4 作成したプランを基幹
相談支援センターに
提出

5 地域生活支援拠点等
運営会議

安心支援プランの登録

・登録要件に該当し、緊急時に福祉サービスの利用（短期入所・居宅介護等）の必要性がある世帯などに、お声かけください。

計画を作成した相談支援専門員が緊急時のコーディネーターとなるため、サービス等利用計画を作成していることが、前提となります。
※基幹相談支援センターで作成の相談対応を行っております。

【計画相談支援あり】
サービス等利用計画に、
短期入所・居宅介護が
①決定されている場合
➡プラン作成
②決定されていない場合
➡福祉サービス利用につ
いて障がいサービス課地
域支援係（板橋・赤塚・
志村）に相談

【計画相談支援なし】
福祉サービス（障がい
者総合支援法に係る）
利用無し。
➡福祉サービスを提案
したうえで、計画相談
に繋げる。

※セルフプラン
本人と基幹相談支援セン
ターで作成。
本人作成の場合は、相談支
援専門員の緊急時対応のコ
ーディネーターは不在となる。

緊急時に備えるため、緊急時の一時受け入れを行いやすい環境を作るため
に主に以下3点を盛り込んだプランを支援機関と連携し、作成。
①常時の連絡体制の確保
②短期入所等の利用調整
③送迎手段の確保



基幹相談支援センターで安心支援プランのデータを取りまとめます。

・提出された安心支援プランの内容及び緊急時の福祉サービスの職権対応等の
可否、**地域課題**について協議します。
・安心支援プラン登録後
➡短期入所の利用調整や緊急時の受入れ調整・ヘルパー派遣調整などの対応



Q & A

Q 「安心支援プラン」を作成した場合、相談支援事業所に報酬はあるの？

A 安心支援プランは、プランの作成により浮き彫りとなった『**地域課題**』を記入する欄があります。作成時に、三者以上とプラン作成の協議を行い、抽出された地域課題を区に報告すると、地域体制強化共同支援加算（2,000単位/回）の対象になります。また、プラン作成後の緊急時の短期入所や居宅介護の利用調整に対して、加算（700単位/回）の対象となります。

Q 「個別避難計画」とは違うの？

A 「個別避難計画」は、災害時に一人では避難することが特に困難な方が対象です。また、個別避難計画は作成時のみ、報酬が発生します。

Q 「セルフプラン」で安心支援プランは作成できるの？

A セルフプランでも、安心支援プランを作成することはできますが、計画相談支援との繋がりがいないため、緊急時の対応は、ご本人のご親族等になることが想定されます。そのため、緊急時に短期入所や居宅介護等の福祉サービスを利用する必要性がある方には、まずは計画相談支援のご利用をご案内してください。

Q 拠点等登録していないが、計画相談支援利用者より「安心支援プラン」の作成を依頼された場合は？

A 安心支援プランの対象要件に該当しているかご確認願います。作成できることがわかりましたら、事業所に拠点等登録等の手続きをご案内させていただきますので、まずは板橋区福祉部障がい政策課（3579-2089）にご連絡ください。

お問合せ先 「安心支援プラン」作成に関すること

基幹相談支援センター（板橋区立障がい者福祉センター内）

☎ 03-3550-3401